

税務署現狀打開に關する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年五月十四日

小川友三

參議院議長 松平恒雄殿

税務署現状打開に関する質問主意書

一、税務署々長にて官舎は全く無いが、非能率と待遇の不良は警察署長官舎に比し絶大であるが処見を問う。

一、税務署々長官舎を政府に予算が無ければ民間の浮財の寄附により建築せんとするが政府は反対するや贅成するや処見を問う。

一、日本中の税務署員は定員の四〇%減であるが之れは待遇の劣悪によると言ふが処見を問う。

一、終戦前の税務署員の待遇は他に比し優秀の待遇であつたが、現状は劣等に位する対照に対し改善すべき具体的処見を問う。

右質問に対し速かなる答弁を求む。